

札幌市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「認定こども園法」を「認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定及び認定こども園法第7条第1項の規定による認定の取消しに関する事項並びに認定こども園法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条第2号の規定の適用については、第2条第2号中「認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定及び認定こども園法第7条第1項の規定による認定の取消しに関する事項並びに」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による改正後の認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定に関する事項及び」とする。

（理 由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の権限が都道府県から指定都市に移譲されることを受け、当該認定等に関する事項を調査審議することを札幌市子ども・子育て会議の所掌事務とするため、本案を提出する。